

住所地以外接種を希望される方へ

新型コロナウイルスワクチン接種は原則、住民票所在地の自治体において接種することとなっています。しかしながら、やむを得ない事情がある場合は、住所地以外であっても、ワクチン接種を行う市町村へ事前に申請をしていただくことで、接種を受けることができます。お手続きが必要な場合と必要でない場合があります。必要な場合はお手続きをお願いいたします。

手続きが必要な場合

- ・ 出産のために里帰りしている妊産婦
- ・ 単身赴任者
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者

申請方法

① 窓口申請

幸田町保健センターでお手続きいただけます。

住所地外接種届出書と接種券の写しの提出をお願いします。提出後、町から届出済証を送付しますので、接種の際に接種券と共に提示してください。

② 郵送申請

住所地外接種届出書と接種券の写しの提出をお願いします。提出後、町から届出済証を送付しますので、接種の際に接種券と共に提示してください。

提出先

〒444-0113 幸田町大字菱池錦田84番地
幸田町保健センター ワクチン接種対策グループ宛

手続きが不要な場合

- ・ 入院・入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・ 市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- ・ 災害による被害に遭われた方
- ・ 勾留又は留置されている方、受刑者

申請は必要ありません。住所地で発行された接種券を接種会場へお持ちください。